

令和3年8月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「月次支援金」 その2

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

【1. 給付対象】

月次支援金について「自分の会社が対象となるかどうか分からない」という質問をよくうけます。そこで、再度給付対象となる事業者の要件を説明いたします。

下記①から③いずれかに当てはまり、「対象月」があれば給付対象になります。

- ① 対象措置が実施された都道府県の休業・時短営業の要請を受けた飲食店と反復継続した取引を行っているか（当該飲食店と他社経由取引も対象）
- ② 対象措置が実施された都道府県の消費者と継続した取引を行っているか
- ③ 対象措置が実施された都道府県の消費者と継続した取引を行っている個人事業者・法人のお客様と反復継続した取引を行っているか（個人事業主・法人のお客様が消費者と他社経由取引も対象）

【2. 対象月】

対象月（対象措置が実施された月）のうち、対象措置の影響を受けて 2019年又は 2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

※支給対象月は8月まで延長されました。

【3. 申請期間】

- ① 2021年4月・5月分：2021年 6月16日～8月15日
- ② 2021年6月分：2021年 7月1日～8月31日
- ③ 2021年7月分：2021年 8月1日～9月30日
- ④ 2021年8月分：2021年 9月1日～10月31日

【4. 申請手続】

一時支援金または月次支援金を受給した場合2回目以降の申請手続が簡単になります。

- ① マイページから必要情報入力
- ② 2021年の対象月の売上台帳を添付
- ③ 一時支援金を受給しても月次支援金を初めて申請する場合は宣誓・同意書提出